

## 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) アルコール飲料の原料アルコール製造用のエチルアルコール等について、関税割当制度を廃止して基本関税率を無税とすることに伴う規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第2条、関税定率法施行令第57条～第59条、関税暫定措置法施行令第62条及び第63条並びに関税割当制度に関する政令第2条及び別表関係）
  - (2) 税関事務管理人の創設に伴い、税関事務管理人の届出手続等を規定することとする。（関税法施行令第84条及び第85条関係）
  - (3) 育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等に伴い、認定手続等の規定の整備を行うこととする。（関税定率法施行令第61条の3及び第61条の4関係）
  - (4) 特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立て制度の対象とすることに伴い、輸入差止申立て手続の規定の整備を行うとともに、税関長に対する特許庁長官への意見照会請求、認定手続取りやめ請求等の手続を規定することとする。（関税定率法施行令第61条の4及び第61条の10～第61条の13関係）
  - (5) 加工再輸入減税制度に追加する革製履物の甲について、対象となる輸出原材料として革、毛皮等を指定するとともに、その加工制限を規定することとする。（関税暫定措置法施行令第44条関係）
- 2 特例申告の対象となる貨物の指定についての継続的輸入要件を、過去1年間に6回以上（現行24回以上）輸入の許可を受けている場合とすることとする。（関税法施行令第4条の8関係）
- 3 総合保税地域の許可を受けることができる一団の土地等を所有又は管理する法人についての出資要件を一の地方公共団体等の出資比率が3%以上（現行10%以上）であることとするとともに、地方公共団体が所有又は管理する一団の土地等についても総合保税地域の許可を受けることができることとする。（関税法施行令第51条の11関係）

- 4 輸出申告書の記載事項に貨物の仕向人の氏名等を追加するとともに、輸入申告書の記載事項に貨物の仕出人の氏名等を追加することとする。（関税法施行令第58条及び第59条関係）
- 5 税関長の承認を受けることにより保税地域等に入れなくて輸入申告をすることができる貨物に、船舶により運送された一定の輸入貨物を加えることとする。（関税法施行令第59条の3関係）
- 6 外国貿易についての統計を記録し、交付する記録媒体からオープンリーダーテープを削除することとする。（関税法施行令第90条の2関係）
- 7 入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物に、入国者が携帯し、又は別送して輸入するこんにゃく芋を追加することとする。（関税定率法施行令第1条の2関係）
- 8 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度について、還付率の改定を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第19条関係）
- 9 特恵関税制度について、次による改正を行うこととする。
  - (1) 特恵受益国からスロヴェニアを除外することとする。
  - (2) 特恵関税の適用から特定の国を原産地とする特定の物品を除外することとする。（関税暫定措置法施行令第49条及び別表第1関係）
- 10 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成15年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。（関税割当制度に関する政令別表関係）
- 11 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 12 この政令は、平成15年4月1日から施行することとする。ただし、9(2)については、平成15年7月1日から、4及び5については、平成15年9月1日から施行することとする。